

第3章 公害の現況と対策 Ⅲ化学物質

(1) 環境基準

ア ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	一年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	一年平均値が $0.13\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
テトラクロロエチレン	一年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	
ジクロロメタン	一年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること	

イ ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	$0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く）	$1\text{pg-TEQ}/\text{L}$ 以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	$150\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	$1,000\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の水質を除く）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が $250\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

(2) 一般環境におけるダイオキシン類等の測定結果

ダイオキシン類の測定は、ダイオキシン類対策特別措置法の施行により、神奈川県が常時監視等を実施しています。市では、鎌倉市役所本庁舎屋上において有害大気汚染物質の調査を実施しました。それらの結果は、全てにおいて環境基準値以下でした。令和元年度をもって、市でのダイオキシン類等の測定は終了しました。そのため、過去18年間の結果を掲載します。

ア 大気（令和5年度県測定）（単位：pg-TEQ/m³）

鎌倉市役所本庁舎屋上	夏季	冬季	平均値	環境基準値
ダイオキシン類	0.050	0.013	0.031	0.6以下

イ 大気（市測定）（単位：mg/m³）

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
14年度	0.0020	0.0001	0.0004	0.0030
15年度	0.0019	0.0008	0.0004	0.0062
16年度	0.0018	0.0007	0.0005	0.0084
17年度	0.0021	0.0004	0.0004	0.0029
18年度	0.0014	0.0012	0.0001	0.0044
19年度	0.0009	0.0004	0.0002	0.0011
20年度	0.00113	0.00067	0.00025	0.00135
21年度	0.0009	0.0005	0.0001	0.0014
22年度	0.0008	0.0004	0.0002	0.0009
23年度	0.0010	0.0004	0.0002	0.0013
24年度	0.0010	0.0005	0.0001	0.0009
25年度	0.0008	0.0002	0.0001	0.0008
26年度	0.0008	<0.02	<0.02	<0.015
27年度	0.0008	<0.02	<0.02	<0.015
28年度	0.0007	<0.02	<0.02	<0.015
29年度	0.0006	<0.02	<0.02	<0.015
30年度	0.0009	<0.02	<0.02	<0.015
令和元年度	0.0008	<0.013	<0.02	<0.015
環境基準	0.003以下	0.2以下	0.2以下	0.15以下
		0.13以下		

*トリクロロエチレンの環境基準は平成30年11月19日に0.2mg/m³以下から0.13mg/m³以下に改正されました。

ウ 河川水質（令和４年度県測定）（単位：pg-TEQ/L）

採取河川名	滑川	神戸川	環境基準値
ダイオキシン類	0.043	0.074	1以下

※令和５年度は神奈川県でダイオキシン類の測定は行っていません。

エ 河川水質（令和４年度県測定）（単位：pg-TEQ/L）

採取河川名	滑川	神戸川	環境基準値
ダイオキシン類	0.89	1.1	150以下

※令和５年度は神奈川県でダイオキシン類の測定は行っていません。

オ 土壌調査（令和元年度 県測定）

採取地点	調査地点名	濃度 (pg-TEQ/g)	環境基準
ダイオキシン類	鎌倉市笛田	2.0	1000pg-TEQ/g以下

※令和５年度は神奈川県でダイオキシン類の測定は行っていません。

カ 地下水質調査（令和元年度 県測定）

採取地点	調査地点名	濃度 (pg-TEQ/L)	環境基準
ダイオキシン類	鎌倉市岩瀬	0.041	1pg-TEQ/L以下

※令和５年度は神奈川県でダイオキシン類の測定は行っていません。

参考

(i) ダイオキシン類・・・ダイオキシン類とは、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めた物質の総称をいいます。ダイオキシン類は200種類を超える物質がありますが、このうち毒性があるとみなされているのは29種類です。

(ii) pg(ピコグラム)・・・重量を表す単位で、1兆分の1グラム。

(iii) TEQ(毒性等量)・・・ダイオキシン類は毒性の強さがそれぞれ異なっているため、ダイオキシン類全体の毒性の強さをTEQ(毒性等量)で表します。これは、ダイオキシン類の中で、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性を1として、他のダイオキシン類の仲間の毒性の強さを換算したダイオキシン類全体の濃度です。

(iv) 環境基準・・・人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準。その法的性格は、あくまで行政上の政策目標であり、事業活動等に関し直接に規制数値として働くものではありません。